平成２０年（フ）第２０２号
栃木県足利市福居町1656番地
破産者　上村　弘子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第９３７号
埼玉県鴻巣市氷川町44番地６　202号室エルディムプレイス
破産者　山崎　　剛
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２０号
東京都国分寺市南町２丁目１番43号　ハイツ佐藤２－E、破産開始決定時の住所さいたま市桜区田島10丁目２番11―210号
破産者　矢野　影俊
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
北海道苫小牧市ときわ町４丁目26番11号　ときわアパート１階東側、開始決定時の住所北海道苫小牧市明徳町２丁目28番17号
破産者　河合　　隆
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１２号
秋田市土崎港中央６丁目16番17号　土崎マンション405号
破産者　飯塚　　崇
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５４号
仙台市若林区大和町５丁目10番13　ルミネール大和町203号、前住所秋田市牛島字東潟敷611番地
破産者　高嶋　晴子
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６２号
群馬県太田市富沢町323番地３
破産者　宮川　正雄
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１６３号
群馬県太田市富沢町323番地３
破産者　宮川美佐子
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第１４８９号
埼玉県南埼玉郡白岡町西10丁目６番30、破産手続開始時の住所埼玉県南埼玉郡白岡町西１丁目８番８
破産者　渡部　　満
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５７号
埼玉県朝霞市膝折町３丁目２番８号　冨士マンション４－D、旧住所愛知県一宮市浅井町西海戸字小山58番地１　アイビー102号
破産者　塚本　　昇
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８８号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目２番６号、旧住所神奈川県横浜市鶴見区矢向１丁目16番33―312号
破産者　池田　昭夫
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
千葉県山武市埴谷2390番地29
破産者　高瀬　洋明
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２０年（フ）第２５４号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山面35番地281
破産者　吉田　惠勇
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第７０６９号
大阪市西淀川区千舟２丁目14番28―504号
破産者　山本　利加
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７９８１号
大阪府豊中市蛍池南町３丁目１番20号グレースアキ101号、開始決定時の住所大阪府豊中市柴原町１丁目８番38号
破産者　長谷川雅一
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４８５号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目４番20―608号
破産者　M・I・Fこと　三好　潤一
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２５１号
大阪府東大阪市若江西新町１丁目７番38号八戸ノ里グリーンハイツ303
破産者　廣見　　修
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９３０号
大阪府阪南市貝掛63番地の１　E棟420号
破産者　MY企画こと　安光　正富
1　決定年月日　平成22年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部